

金融庁月刊オンライン広報誌 アクセス FSA 第169号 (2017年7月)

http://www.fsa.go.jp/access/index.html

Contents

P2 トピックス

- (1)「金融行政の再点検」に係る具体的な取組み状況等について
- (2) NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果について
- (3) 監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)の公表について
- (4) 「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者のリストの公表(第1回)について
- P5 皆さんご注意下さい! & 情報提供のお願い
- P8 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ
- P9 お知らせ

トピックス

(1)「金融行政の再点検」に係る具体的な取組み状況等について

金融庁では、平成28年10月に公表した金融行政方針において、以下のような方向性を示しました。

- (1) 必要性の低下した調査・公表資料等の廃止等を行う。
- (2) 許認可等に係る審査手続に関し、リスト化等による適切な進捗管理を行うとともに、効率化・透明化を図る。
- (3) 業務改善命令等について、立入検査の結果が解除の主な判断材料となっているという現在の運用を改める。

上記(1)~(3)について、平成28年12月13日に公表した具体的な取組み方針等に関する具体的な取組み状況等は以下のとおりです。

- (1) 過去から継続している作業のうち、前回(平成28年12月13日)公表以降、報告頻度の見直しや報告の廃止を行った主な調査等については、金融庁ウェブサイトにて公表しています。
- (2) 許認可等に係る審査手続において、審査が長期に亘るものについては、許認可等案件をリスト化し進捗管理等を行うとともに、金融機関等との間で議論すべきテーマや今後の見通し等について認識を共有しています。

なお、前回(平成28年12月13日)公表時に掲載した「新規登録申請等に関する相談・申請窓口一覧」等に仮想通貨交換業者関係を追記したほか、免許・登録審査の過程に関し、透明性及び申請者の利便性の向上に資するよう「これまでの新規免許・登録申請案件に係る具体的事例」等を新たに追加しました。

(3) 金融機関に対する業務改善命令(銀行法第 26 条等)及び報告徴求命令(銀行法第 24 条等)に関する報告義務の解除については、従前は、立入検査結果を主な判断材料としていました。

前回(平成28年12月13日)公表以降は、例えば、報告がなされた時点や決算が明らかとなった時点など適宜のタイミングにおいて、金融機関の経営陣の取り組み姿勢や改善措置の進捗状況、改善措置が未実施となっていることの理由等を総合的に勘案し、報告義務解除の判断を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「<u>報道発表資料</u>」から「<u>「金融行政の再点検」に係る具体</u> <u>的な取組み状況等について</u>」(平成29年7月7日)にアクセスしてください。

(2) NISA・ジュニア NISA 口座の利用状況に関する調査結果について

金融庁では、NISA(少額投資非課税制度)について、今般、「NISA口座の開設・利用状況調査(平成29年3月末時点)」を実施し、平成29年7月7日、その結果について公表しました。

【調査結果(平成29年3月末時点)のポイント】

- O NISA
 - 口座数は、約1,077万口座

(平成28年12月末時点より1.5%増(約16万口座))

· 買付額は、約10兆5,470億円

(平成28年12月末時点より12.1%増(約1兆1,374億円))

- ジュニアNISA
 - 口座数は、約21万口座

(平成28年12月末時点より8.7%増(約2万口座))

買付額は、約406億円

(平成28年6月末時点より40.8%増(約118億円))

NISAは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、家計の中長期的な資産形成を促進していくとともに、日本経済の成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月から導入されました。

NISAについては、平成29年3月末時点で、口座数は約1,077万件、買付額は約10.5兆円となるなど、着実に普及が進んでいます。

また、ジュニアNISAについては、平成28年1月から口座開設が開始し、4月から実際に投資が可能となりました。現状では、口座開設数は約21万口座、買付額は約406億円となっています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイト内の「NISA特設ウェブサイト」から「NISAとは?」 \rightarrow 「データ集」 \rightarrow 「<u>平成 29 年 3 月末時点(平成 29 年 7 月 7 日公表)</u>」にアクセスしてください。

(3)監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)の公表について

平成28年3月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」(座長 脇田良一 明治学院 大学名誉教授)提言では、監査法人の強制ローテーション制度の導入について、諸外国の最近 の動向等も踏まえつつ、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきであるとされま した。

金融庁では、上記提言を受け、平成29年7月20日に「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」を公表いたしました。

調査報告のポイントは以下のとおりです。

▶ 「パートナーローテーション」の有効性の検証

→過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できなかった。

- 企業と同一監査法人との監査契約の固定化
 →企業による自主的な監査法人の交代は進まなかった。
- ▶ 欧州における監査法人のローテーション制度導入
 - →EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規制を2016年6月より実施している。導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

なお、本調査報告は、2006 年から現在までの諸外国における制度の変化や監査市場の動向に 関する調査を中心とした第一次報告であり、今後、国内関係者からのヒアリング等を含めさら に調査を進めていくこととされております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「監査法人のローテーション制度 に関する調査報告(第一次報告) の公表について」(平成29年7月20日)にアクセスして ください。

(4)「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針を公表した 金融事業者のリストの公表(第1回)について

金融庁では、平成29年3月30日に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」において、本原則を採択した金融事業者に対し、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表することを求めております。

今般、本年6月末までに本原則を採択し、取組方針を公表した金融事業者のリストを取りまとめ、金融庁ウェブサイトにて公表しました。

本原則を採択し、取組方針を公表した金融事業者について、業態別に分類した結果は、以下のとおりです。

都市銀行等: 50

・地方銀行、第二地方銀行及びこれらの銀行持株会社 : 101

·協同組織金融機関等 : 6

・保険会社等 : 74

・金融商品取引業者等:238(合計):469

次回については、本年9月末までの状況について、10月中に公表する予定としています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「<u>『顧客本位の業務運営に関する</u> 原則<u>』を採択し、取組方針を公表した金融事業者のリストの公表(第 1 回)について</u>」(平成 29 年 7 月 28 日)にアクセスしてください。

皆さんご注意ください! & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか? 詐欺的な投資勧誘にご注意を!

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれ もご注意ください!

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。 少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお 勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

1

• <u>こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わら</u>ないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

ij

• こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド(組合など)」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融 庁(財務局)の登録・届出を受けた業者に限られます。

1

- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
- ・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力 等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場 合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、 投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁(財務局) の登録を受けているかを確認できます。

免許・許可・登録等を受けている業者一覧(金融庁ウェブサイト)

- ◎ なお、金融庁(財務局)の登録を受けている業者であっても、
 - その信用力などが保証されているものではありません。
 - •「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください! (金融庁ウェブサイト)

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室(受付時間:平日10時~17時)

電話 (ナビダイヤル): 0570-016811

※IP電話からは、03-5251-6811 におかけください。

FAX:03-3506-6699

(2)皆様からの情報提供が市場を守ります!

(イ)情報提供窓口

<u>証券取引等監視委員会</u>では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

直 通:0570-00-3581 (ナビダイヤル)

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表:03-3506-6000(内線3091、3093)

FAX:03-5251-2136 郵送(共通):〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



(ロ) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口(年金運用ホットライン)を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

直 通:03-3506-6627

電子メール: pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報·相談窓口

http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

直 通:03-3581-9854

FAX:03-5251-2198

電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.ip

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成29年7月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲

載しています(多い順)。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融 庁ウェブサイトの <u>アクセス数の多いページ(過去の情報等)</u> にアクセスしてください。				
0	<u>免許・許可・登録等を受けている業者一覧</u>			
0	株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の 決定について			
0	平成 29 年度課徴金納付命令等一覧			
0	審判手続状況一覧			
0	課徴金制度について			
	金融庁について			
0	課徴金関係法令・訓令			
0	<u>監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)の公表について</u>			
0	「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者のリストの公表(第1回)について			
0	「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について			

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を1月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等(匿名の場合であっても提出していただくことができます。)を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員(敬称略)

井上 聡 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)

翁 百合 株日本総合研究所 副理事長 神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意 見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者シンクタンク

金融機関及び その職員

金融庁に対し、 直接ご意見等の提出を望む場合 ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、 直接ご意見等の提出を望む場合

(敬称略)

金融行政ご意見受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/ gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送 電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699 ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 金融庁金融サービス利用者相談室 「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/ gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法:電子メール 電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

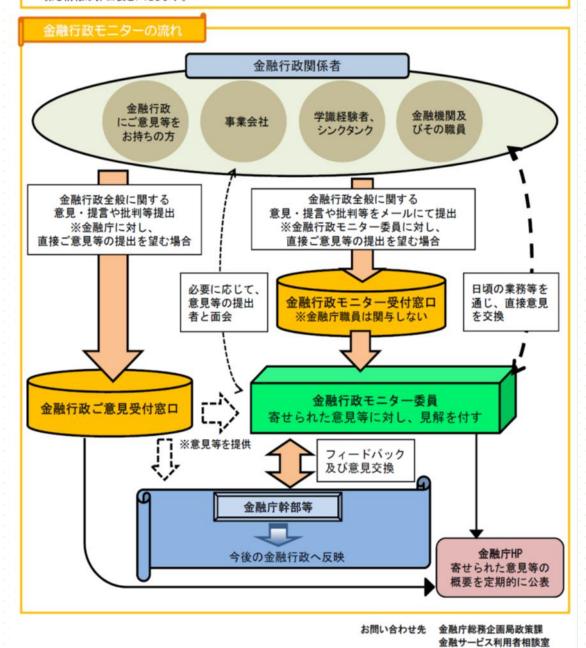
※ 英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、 今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に 公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に 係る情報は非公表といたします。



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

Tel 0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)

(2)中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮な く、ご相談ください。

- ●以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 - 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- ●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介いたします。 《受付時間》

平日9時~16時

※お問い合わせ先については、「<u>ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ!~中小企業</u> 等金融円滑化相談窓口のご案内~」にアクセスしてください。

(3)東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html)



(4)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス(日本語版・英語版)を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券 取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください!

		日本語版	英語版
. '		口平暗似	央部版
	金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail
			Information Service
	証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail
			<u>Information Service</u>
	公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail
. !			Information Service
- 1	調達情報	「調達情報メール配信サービス」	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

